

## 国民体育大会における監督への公認スポーツ指導者資格義務付け 公認スポーツ指導者資格未保有者の取扱いについて

平成 24 年 8 月 29 日  
公益財団法人日本体育協会  
国民体育大会委員会

第 68 回国民体育大会（冬季大会を含む）から監督への日本体育協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認資格」という。）の保有義務付けを完全実施することに伴い、監督に公認資格保有者を充てることができない場合の取扱いについては、下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 監督としての取扱い：

公認資格を保有していない者（以下「資格未保有者」という。）の参加を認めず、監督は不在として取り扱う。

※ 第 68 回大会（冬季大会を含む）における特例として、以下の①から⑤のいずれかに該当し、当該中央競技団体が認めた者については、公認資格保有者と同等の者として扱うことが平成 23 年度第 4 回国民体育大会委員会（平成 24 年 3 月 22 日開催）において承認されていることから、該当者については、監督として競技会へ参加することを認めるものとする。

##### 【第 68 回国民体育大会・冬季大会】

- ① 平成 24 年度公認資格養成講習会の受講者
- ② 平成 25 年 4 月 1 日付の登録手続きを行う者（平成 25 年 4 月 1 日付認定予定者）
- ③ 平成 25 年度公認資格養成講習会の受講予定者

##### 【第 68 回国民体育大会・本大会】

- ④ 平成 24 年度公認資格養成講習会の修了者（平成 25 年 10 月 1 日付認定予定者）
- ⑤ 平成 25 年度公認資格養成講習会の受講者

#### 2. 監督代理者

上記の取扱いにより監督が不在となった場合、競技会への参加要件を満たせないといった事態や選手への影響等を考慮し、下記のとおり、資格未保有者を監督と同等の権利が与えられた者（以下「監督代理者」という。）として競技に立ち会うことができるものとする。

なお、監督代理者は、大会の正式な参加者としては取り扱わない。

また、各競技会における本取扱いの適用については、当該中央競技団体が定めるものとする。

##### (1) 条件：以下の条件を全て満たしていること。

- ・ 当該者は、当該大会終了後、速やかに公認資格を取得することとし、公認資格取得の誓約書を当該都道府県の体育協会と競技団体へ提出すること。
- ・ 当該都道府県の体育協会と競技団体は、大会参加申込に先立ち、当該者の立会いについて当該中央競技団体に対し申請の上、承認を得ること。  
当該中央競技団体は、承認した監督代理者の名簿を作成し、日本体育協会へ速やかに報告すること。

##### (2) 対象大会：第 68 回国民体育大会冬季大会及び第 68 回国民体育大会

※ 第 69 回大会以降の取扱いについては、必要に応じて国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

※ 当該中央競技団体は、団体選出の国民体育大会競技運営部会委員を中心に、監督代理者が適切に立ち会っているか適宜確認すること。

#### 3. その他

ブロック大会における取扱いについては、基本的には本大会と同様とする。

国民体育大会における監督への公認スポーツ指導者資格義務付け  
公認スポーツ指導者資格未保有者の取扱いについて

【 概 要 】

大会	監督	監督代理者
68 回	公認資格保有者	公認資格未保有者
		<p>公認資格保有者と同等に扱う者</p> <p>※①～⑤のうち当該中央競技団体が対象を決定</p> <p>【第 68 回国民体育大会・冬季大会】</p> <p>①平成 24 年度公認資格養成講習会の受講者</p> <p>②平成 25 年 4 月 1 日付の登録手続きを行う者 (平成 25 年 4 月 1 日付認定予定者)</p> <p>③平成 25 年度公認資格養成講習会の受講予定者</p> <p>【第 68 回国民体育大会・本大会】</p> <p>④平成 24 年度公認資格養成講習会の修了者 (平成 25 年 10 月 1 日付認定予定者)</p> <p>⑤平成 25 年度公認資格養成講習会の受講者</p>
69 回以降	公認資格保有者	<p>※必要に応じて国民体育大会委員会において協議し決定する</p>

※ 監督代理者は大会の正式な参加者としては取り扱わない。